

## 報道関係各位

## 高速ツアーバス連絡協議会の取り組みについて

今回の起きてはならない事故に際し、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りします。同時に負傷された方々の早いご回復を願っております。

高速ツアーバス連絡協議会といたしましては、改めて私たちの業務が「安全」を前提としていることを認識し、事故自体を重く受け止めています。私たちは、法令遵守以上の「安全」を遂行するため、業界すべての関係者が真剣に取り組み、社会的責任を果たすべく、先頭に立って努力していきたいと決意いたしております。

## 1. 今回の事故を受けて

当連絡協議会は、同様の事故を二度と発生させないためにただちに何をすべきかと考え、臨時理事会を開催し、新制度の中で、特に安全に寄与する部分を先取りし、自主ルール化することが急務と判断し「高速ツアーバス安全確保指針」を制定いたしました。

## 2. 高速ツアーバス安全確保指針

より安全性を高めることを目的として、企画実施会社に対し下記の内容で指針を示しています。(詳細は添付資料)

- (1)企画実施会社と運行バス会社の関係、役割を明確にする。(書面での事前確認)
- (2)企画実施会社とお客様の関係、お客様への義務を明確にする。
- (3)受託販売会社の役割を明確にする。(安全性が疑われる商品の販売停止)
- (4)企画実施会社及びバス会社からの協議会への指針対応状況について報告義務を課す。
- (5)報告内容に関しては、協議会HP上にて掲示する。

また、企画実施会社に対し、下記の内容の実態調査をおこない、「高速ツアーバス安全確保指針」の更なる強化を実施してまいります。

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 「実態調査」 | ・バス会社選定における各社の安全基準      |
|        | ・お客様への情報提供(交替乗務員、任意保険等) |
|        | ・運行依頼先の見直し予定            |

## 3. 新高速バス制度へのすみやかな移行

中長期的には、運行を委託するバス会社について事前に国の許可が必要となる国土交通省のバス事業規制見直し「新高速バス制度」へ、すみやかに移行してまいります。

## 4. スケジュール

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 5月18日 | 実態調査開始                           |
| 5月下旬  | 調査回収                             |
| 5月下旬  | 調査結果をうけ、「高速ツアーバス安全確保指針」のさらなる強化検討 |
| 5月末   | 臨時理事会                            |
| 6月初旬  | 随時、HP上に各社の取り組みを公開し、安全の見える化を実践    |

## 5. 最後に

安全に対する取り組みは国の基準を満たすからそれで終わりというものではないと考えています。当協議会は安全に対しては可能な限りの対策、対応をおこなっていくという姿勢を持っております。さらに、今後とも国土交通省との連携を密にし、「新高速バス制度」は安全に寄与するという認識から、各会員の一日も早い新制度への移行支援を進めてまいります。

以上

本件に関する問い合わせ: 寒竹(かんたけ)  
03-6718-2280

2012年5月16日

高速ツアーバス連絡協議会会員各位

臨時理事会決議事項及び「高速ツアーバス安全確保指針」策定の件（要請）

高速ツアーバス連絡協議会長 村瀬茂高

平素は協議会運営にご協力いただきありがとうございます。

去る4月29日未明に関越自動車道で発生いたしました高速ツアーバスの事故に際し、高速ツアーバス事業の安全性について、社会の関心が急激に高まっております。

本協議会では、5月8日（火）及び14日（月）に臨時理事会を東京都内で開催いたしました。理事全員にて、今般の事故を業界として重く受け止め、二度と同様の事故を発生させないことを目的に、また関係行政機関からの要請に真摯に対応するため、下記の内容を決議いたしました。

特に、別紙「高速ツアーバス安全確保指針」につきましては、本協議会として会員各社に強く要請する内容でありますことをご理解の上、速やかに対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 「バス事業のあり方検討会」最終報告書にて、より高い安全性を担保する高速バス新制度が示されていることから、本協議会としては、会員各社が一日も早く新制度移行を実現できるよう、関係行政機関のご指導ご協力を得つつ、会員各社の移行準備円滑化のための支援活動を実施する。
2. 新制度移行が完了するまでの間の安全確保に万全を期すため、新制度に準じた安全確保策を自主的に実施するべく、「高速ツアーバス安全確保指針」を策定し、会員に対しその遵守を求める。
3. 会員の事業運営の状況について緊急に調査を実施するとともに、必要に応じて「高速ツアーバス安全確保指針」のさらなる強化を行う。
4. 協議会として、企画実施会社（主催旅行会社）が運行を依頼する貸切バス事業者を常に把握できる体制を整備する。

尚、本内容に関しましては、各会員の皆様に対し、報告義務を課すほか、各会員の取り組みにつきまして、協議会ホームページに公開させていただきます。

各会員におかれましては、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上

## 高速ツアーバス安全確保指針（企画実施会社部会員向け）

### 貸切バス事業者との関係について

1. 運行を依頼する貸切バス事業者について、貸切バス事業者の法令遵守及び安全確保の状況について事前に書面で把握する。
2. 貸切バス事業者に対し運行を依頼する際には、交替運転士の配置を確認した上で依頼する。今後、関係行政機関の方針に従っていくものの、夜行運行で長距離（実車走行距離が450km以上のもの）のコースについては、交替運転士の配置を必須とする。また、貸切バス事業者から運行指示書の写しまたはこれに準じる内容の電子メール等を入手し、交替運転士の配置状況を確認する。
3. 運行当日出庫までに、実際に運行する車両の、所属会社名、車番、運転士の氏名、携帯電話番号（交替運転士を含む）を必ず把握する。
4. 運行時間帯に常に連絡可能な緊急連絡先を貸切バス事業者に伝え、緊急時に速やかに報告を受ける体制を整える。
5. 経路の変更、大幅な遅延、サービスの内容等の変更があった際には、貸切バス事業者からの報告を必ず受ける体制を整備する。
6. 貸切バス事業者の安全確保状況に問題がある場合にはその是正を求め、是正されない場合は契約を行なわないこととする。
7. 万一の事故の際には、貸切バス事業者と協力して状況の把握、被害者の救護などの対応に当たる。
8. 上記の内容について、相互に書面にて報告、確認し、承諾する。内容に変更がある場合も同様とする。

### 利用者との関係について

9. 募集広告（サイト及び店頭）上にて、高速ツアーバス（募集型企画旅行）である旨を明記する。
10. 募集広告（サイト及び店頭）上にて、交替運転士の有無及び実車走行距離（例：約450km）を明記する。
11. 募集広告（サイト及び店頭）上にて、企画実施会社の特別補償の内容及び運行を依頼する貸切バス事業者の任意保険の加入状況（例：対人無制限）を明記する。
12. 出発前までに、全ての参加者の氏名、年齢、性別及び代表者の連絡先電話番号を把握する。

## 高速ツアーバス安全確保指針（受託販売会社部会員向け）

### 企画実施会社との関係について

- 企画実施会社との受託販売契約に際し、当該企画実施会社が、貸切バス事業者の法令遵守及び安全確保の体制について書面で把握していることを確認する。
- 企画実施会社に対し、事故、故障及び重大な苦情が発生した場合は必ず受託販売会社に報告することを書面で確認する。
- 企画実施会社が、法令又は本協議会が策定した「高速ツアーバス安全確保指針（企画実施会社向け）」を遵守していないことが判明した場合、会員である受託販売会社は、販売停止または契約解除などの措置を行うことがある旨を、企画実施会社に対して書面にて通知する。
- 万一の事故の際は、企画実施会社と協力して状況の把握、被害者の救護などの対応に当たる。

### 利用者との関係について

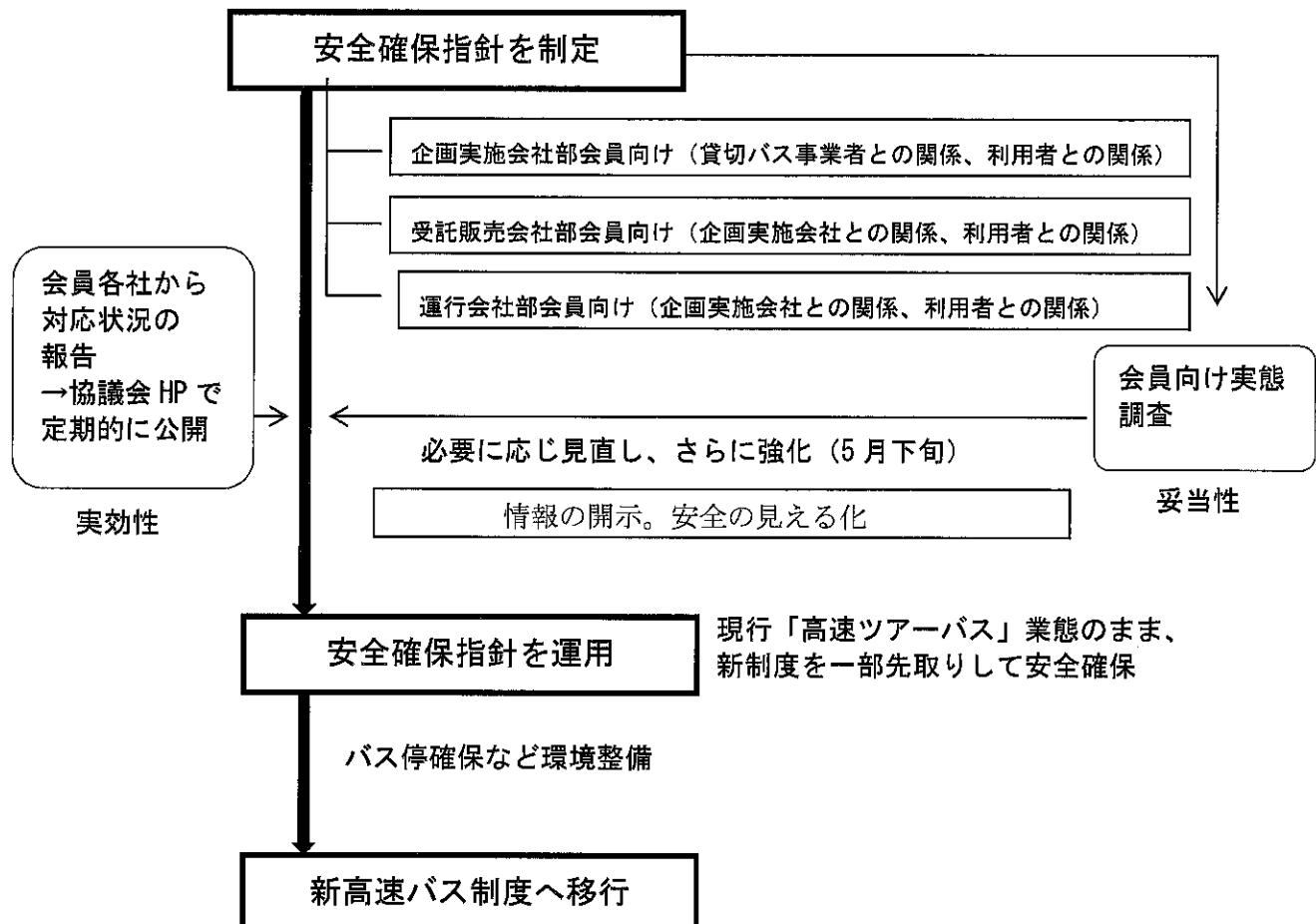
- 募集広告（サイト及び店頭）上にて、高速ツアーバス（募集型企画旅行）である旨を明記する。
- 募集広告（サイト及び店頭）上にて、交替運転士の有無及び実車走行距離（例：約450km）を明記する。
- 募集広告（サイト及び店頭）上にて、企画実施会社ごとに、企画実施会社の特別補償の内容及び運行を依頼する貸切バス事業者の任意保険の加入状況（例：対人無制限）を明記する。
- 出発前までに、全ての参加者の氏名、年齢、性別、及び代表者の連絡先電話番号を把握し、企画実施会社に報告する。

## 高速ツアーバス安全確保指針（運行会社部会員向け）

### 企画実施会社との関係について

1. 自社の法令遵守及び安全確保の状況について事前に書面で企画実施会社に説明する。
2. 今後、関係行政機関の方針に従っていくものの、夜行運行で長距離（実車走行距離が450km以上のもの）のコースについては、交替運転士の配置を必須とする。
3. 企画実施会社から依頼を受ける際には、運行指示書の写しまたはこれに準じる内容の電子メール等を企画実施会社に示し、交替運転士の配置状況を伝える。
4. 運行当日出庫までに、実際に運行する車両の、所属会社名、車番、運転士の氏名、携帯電話番号（交替運転士を含む）を、企画実施会社に必ず伝える。
5. 運行時間帯に常に連絡可能な緊急連絡先を企画実施会社に伝え、緊急時に速やかに報告を受ける体制を整える。
6. 経路の変更、大幅な遅延、サービスの内容等の変更があった際には、企画実施会社に必ず報告する体制を整備する。
7. 万一の事故の際には、企画実施会社と協力して状況の把握、被害者の救護などの対応に当たる。
8. 上記の内容について、相互に書面にて報告、確認し、承諾する。内容に変更がある場合も同様とする。

高速ツアーバス安全確保指針（概要）



新高速バス制度の特徴（運行管理面）

1. 高速ツアーバス企画実施会社（旅行会社）は全て、一定のバス車両を保有する乗合バス事業者に業態転換。運行の一部は貸切バス事業者に委託可能
2. 委託に際し、個別に国の許可が必要
3. 委託者（現・企画実施会社→乗合バス事業者に移行）にも運行責任。受託者（現・貸切バス事業者）の事故、重大な法令違反により委託者にも罰則が与えられる可能性が発生

→現行の高速ツアーバス業態と比べ

- ・受託者として国の許可を得た貸切バス事業者以外が運行することはない
- ・委託者が意図しない貸切バス事業者に運行を委託する事態が発生しない
- ・委託業態となることで、委託者の責任が明確になる

(添付)

## 高速ツアーバス連絡協議会について

「高速ツアーバス連絡協議会」は、高速ツアーバスを企画実施する旅行会社（企画実施会社）、運行を担当するバス運行会社、主にインターネット上で受託販売する旅行会社が横断的な連携を図り、高速ツアーバス業界の安全性の向上を目指すとともに、国土交通省を始めとする関係省庁との協議を円滑に進める体制を整えることを目的としています。

2008年 10月 設立

会員数 89社

企画実施会社	39社
運行会社	37社
その他（販売会社、センディング会社）	13社

以 上